

松川町自治体経営改革プラン

平成 18 年 3 月
松 川 町

はじめに

現在のわが国は、右肩上がりの経済の終焉による国・地方を通じた危機的な財政状況の中、人口減少・超高齢社会の到来や高度情報化、グローバル化の進展など多くの課題を抱え、大きな変革の時代を迎えています。

こうした情勢の中で、松川町では、どのように地方分権を確立し、自律的な自治体経営を進めていくのか、多くの課題が山積しています。

これからは、これまでの行政主導による行政運営を見直し、住民参画型の自治体経営に取り組まなければなりません。その際、選択と集中により真に町民が求めているサービスを提供していくと同時に、地域協働によるまちづくりが必要となってまいります。

また、役場組織は、微温湯意識を払拭し、コスト意識や成果重視など民間の発想を積極的に取り入れ、多様化・高度化する住民ニーズに対して、的確かつ良質な行政サービスを提供していくことのできる行政経営システムを構築していかなければなりません。

松川町では、まちづくりの将来像を「人の和のある地域協働のまち まつかわ」とした、第4次松川町総合計画（平成18～27年度）が本年スタートします。

今回策定いたしました「松川町自治体経営改革プラン」は、第4次総合計画に基づく、住民福祉の向上や最適な住環境の整備等様々な施策を推進し目標を達成するための、新たな行財政改革の取組の指針となるものです。

改革プランの推進にあたっては、まずは町職員が原動力となって改革を推進する必要があります。そして、まちづくりの主役は住民であることから、町民の皆様の一入ひとりの参加が必要不可欠であります。

ご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成18年3月 松川町長 竜口文昭

目次

表紙	1
はじめに	2
目次	2
1. 自治体経営改革プラン策定の趣旨	3
2. 改革プランの目標年次	3
3. 改革プランの基本方針	4
4. 実行計画体系（改革項目一覧）	6
5. 実行計画（改革項目とその内容）	7
6. 推進体制と進行管理	20

1. 自治体経営改革プラン策定の趣旨

松川町では、これまでに昭和 60 年、平成 8 年（平成 10 年見直し）に行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んできました。

しかし、近年の急速に変化する社会経済情勢や、地方分権、財政改革など様々な課題のある中、これまでの行革大綱の枠組みだけでは単独自治体として生き残ることが困難な時代となっており、持続可能な自治体経営に向けた抜本的な改革が求められています。

そこで、松川町では、平成 15 年 12 月より行財政改革推進会議（庁内プロジェクトチーム）を設置し、機関委任事務¹時代の行政運営を、地方分権時代に対応した「自治体経営」という視点に捉えなおし、新たな行財政改革大綱として「松川町自治体経営改革プラン」（以下「改革プラン」といいます。）を策定することといたしました。

この改革プランは、本年新たに策定された第 4 次松川町総合計画（平成 18～27 年度）のまちづくりの将来像である「人の和のある地域協働のまち まつかわ」を実現するため、新たな行財政改革大綱として改革事項等を記載したものです。

2. 改革プランの目標年次

この計画は、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間に実施します。

¹ 機関委任事務：地方には裁量権が与えられずに、国から地方に委託されていた事務。地方自治法の改正により機関委任事務は廃止され、これらは概ね地方公共団体の事務（自治事務・法定受託事務）となり自己決定権が拡充された。

3. 改革プランの基本方針

新しい自治体経営システムの構築に取り組むため、以下のとおり基本方針を示します。

(1) 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

持続可能な自治体経営をしていくためには、これまで主として行政¹が提供していた公共的サービス²について住民参画による地域協働³の可能性を探る必要があります。

そのため、全ての政策情報⁴について徹底した情報公開をすることにより情報の共有化を進め、行政が決定した後に地域の主体が「執行」のみに参画するのではなく、「計画」「執行」「評価」「見直し」全ての段階において、主体自ら参画する機会が提供される住民参画システムの構築を目指します。

(2) 効率的な経営システムの実現

役場組織の機能を、これまでの直営サービス提供中心の機能から、調整的機能へ転換し、自治体経営の地域戦略本部としての方向性を検討します。

地域戦略本部としてのプロ人材を確保するため、人材育成や能力・成果主義に基づく人事管理制度を検討します。

公共的サービスのうち役場組織による直営サービスの領域と地域協働や外部委託などにより行う領域の区分を、地域協働の主体となる住民と共に検討すると同時に、公共的サービスの新たな提供者を見出していくことにより、「小さな役場組織」を指向します。

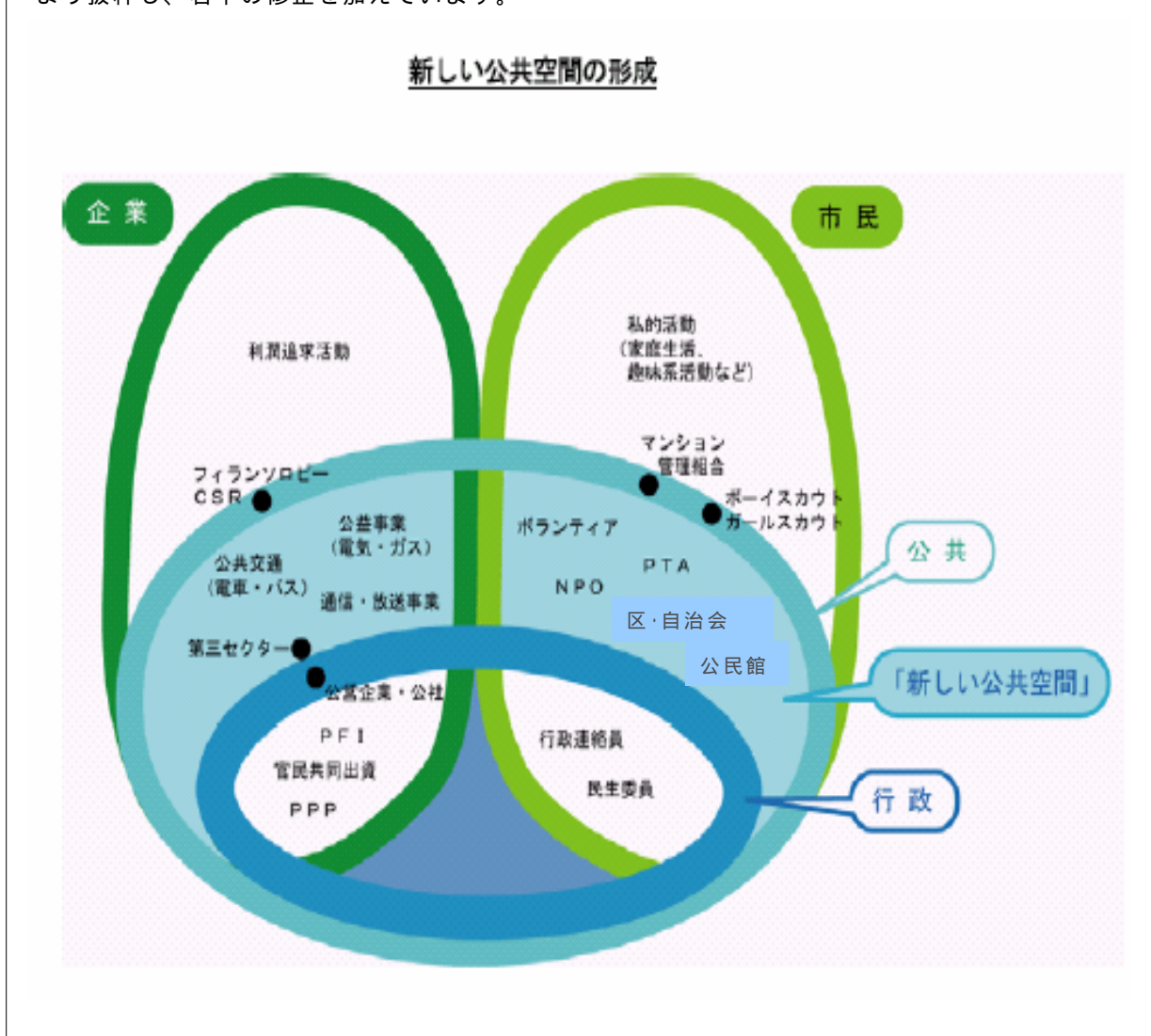
(3) 健全な財政運営の確立

第4次総合計画（基本構想・基本計画）や、財政計画、予算、行政評価などの行政システムを有機的に連動させるなど行政のあり方を前向きに変革し、健全な財政運営を確立します。

国と地方の財政緊迫の中、受益者負担以外の住民負担増をできる限り避けるため、コスト分析による受益者負担（上下水道料、国民健康保険・介護保険料、保育料、地元負担金など）の適正化を図ります。

「新しい公共空間」の形成

分権型社会が醸成されつつある中、公共的サービスのうち、これまで主として行政が担っていた分野について地域協働など多様な担い手によって実施していこうという考え方が示されています。下記の図は、分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会（総務省）資料より抜粋し、若干の修正を加えています。



- 1 行政：国や地方公共団体の意味ではなく、町民から見た公選職（町長と町議会）と町役場を意味します。
- 2 公共的サービス：行政が提供している公共サービス以外にも公共交通やボランティア、PTA、地域協働のような行政以外により担われているものまで含めた公共的なサービス。
- 3 地域協働：地域協働の例としては、道路・河川・公園などの公共空間において美しく住みよいまちづくりのための活動（河川清掃、除雪、道づくり、地元施行など）や、消防防災（消防団、自主消防組織）、交通安全防犯（交通安全活動）、こども育成活動（PTA、保護者会、育成会）、子育て支援、健康予防、福祉介護、環境衛生（環境衛生委員、ごみゼロ運動）などの公共的な分野におけるボランティアな住民活動があります。
- 4 政策情報：決定後の上位下達型のお知らせ広報情報でなく、地域の課題（争点）、統計財務基礎数値など住民、長・議会や地域の主体自らが政策やルールを決定するために必要な情報。

4. 実行計画体系(改革項目一覧)

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

(1) 住民参画の促進	自治会担当職員による地域づくり支援
	自治基本条例の研究・制定
	まちづくり懇談会とまちづくり出前講座の実施
	地域づくり交付金(仮称)の創設
	町民提案型まちづくり事業の導入
	ボランティア団体やNPOなどへの支援
(2) 情報の共有と透明性の確保	徹底した情報公開の推進
	広報「まつかわ」の充実
	パブリックコメントの導入
	審議会などへの住民参画と情報公開

2 効率的な経営システムの実現

(1) 人材育成の推進	松川町職員人材育成基本方針の策定・推進
	育成型ジョブローテーションとエキスパート配置の実施
	職員研修の強化
	他自治体・民間企業等との人事交流
	接客力の向上とITによる住民窓口サービスの充実
(2) 納税者が納得する人事給与制度改革	昇任試験制度の充実と希望降格制度の導入
	能力成果主義による人事考課制度の導入
(3) 組織の強化・充実	組織機構改革とグループ制の導入
	地方分権時代の特別職のあり方再考
(4) 魅力ある保育・教育環境の整備	保育所の統合と保育サービスの充実
	より良い小学校施設の整備

3 健全な財政運営

(1) 歳入の確保と住民負担の適正化	受益者負担の適正化(一 上下水道,保育料,国保,介護保険)
	受益者負担の適正化(二 公共施設使用料)
	地域協働による基盤整備・維持管理の推進
	町税等の収納率の向上
	合理的な資産の管理
	広告料収入等新たな財源の確保
(2) 歳出の抑制と最適化	松川町職員数適正化計画の推進
	行政評価制度の充実
	補助金の適正な交付
	中期財政計画の策定・公表
	工事等契約部門の設置と効率的な入札方式の導入
(3) 民間活力の活用	指定管理者制度の活用と外郭団体の健全経営
	行政パートナー制度の導入

5. 実行計画(改革項目とその内容)

基本方針を踏まえた 34 の改革項目とその概要を示します。

表中 「 地域協働重点プロジェクト」は、地域協働を進めていく上で、重点的に取り組んでいく改革事項を示します。

実施年度表中 「 」は実施年度、「 」は一部実施年度、「 」は準備、検討年度 を意味します。

町民に分かりやすい計画とするため、具体的に示すことのできる事項については、できる限り実施内容を詳細に記載します。

1 住民参画と情報共有による自治体経営の推進

(1)住民参画の促進

改革項目	自治会担当職員による地域づくり支援				主担当：総務課
実施内容	自治会担当職員の目的と役割を明確化し、自治会の地域づくり活動や地域協働に対して人的知的支援（補助金の交付から 補助人の配置へ）を行います。自治会担当職員が中心となって、自治組織（区会、自治会など）の規約や地区計画策定、地域づくり活動などを側面から支援するとともに、自治会加入率の向上に取り組みます。 ・自治会担当職員設置要綱（仮称）を整備します。（平成 18 年度）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	自治基本条例の研究・制定				主担当：総務課
実施内容	自治体経営の基本となる原則や制度を定め、町民と行政の役割を明らかにするため、町の「憲法」となる自治基本条例 について、住民意見を反映しながら研究を行い、制定します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

自治基本条例：自治基本条例は、本格的な地方分権時代を迎え、「自治体の憲法」として町政運営の基本理念や基本方針などを条例として定めるもので、北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」を先駆けとして、その後、多くの自治体で検討や制定が進められています。

改革項目	まちづくり懇談会とまちづくり出前講座の実施		主担当：総務課		
実施内容	情報の共有化を図るため、区会（8）、自治会（74）、各種活動団体を対象に、まちづくり懇談会を原則として毎年実施します。 町の施策や制度を分かりやすく情報提供するため、まちづくり出前講座を積極的に実施します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	地域づくり交付金（仮称）の創設		主担当：総務課		
実施内容	地域協働の担い手である区会、自治会の主体的な活動に対する支援策として、その実態に応じて柔軟に活用できる地域づくり交付金（仮称）を創設し、区長・自治会長手当や道路愛護費等各種補助金のあり方を見直します。 ・平成 19 年度交付を目途に、交付金化の検討及び要綱等の整備を行います。（平成 18 年度）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

地域協働重点プロジェクト

改革項目	町民提案型まちづくり事業の導入		主担当：総務課		
実施内容	町民の自由な発想による提案を受け付け、公開プレゼンテーションなど透明性の高いルールにより事業を選定する新たな仕組みとして、町民提案型まちづくり事業を導入します。（現行のふるさとづくり事業は本事業へ包含するものとします。） ・平成 19 年度の事業実施にむけ検討及び要綱等の整備を行います。（平成 18 年度）				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	ボランティア団体や NPO などへの支援		主担当：総務課 保健福祉課		
実施内容	ボランティア情報の収集、提供や啓発などにより、自発的に参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、ボランティア団体や NPO などの活動に対する支援体制を充実、強化します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

(2)情報共有と透明性の確保

改革項目	徹底した情報公開の推進				主担当：総務課
実施内容	ホームページを中心に、広報誌、ケーブルテレビなどの広報媒体により、政策に関する情報について、徹底した公開を行います。 公開時期については、できる限り速やかに公開します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	広報「まつかわ」の充実				主担当：総務課 教育委員会事務局
実施内容	広報「まつかわ」と公民館報「まつかわ」を統合し、読者の側に立った分かりやすい広報誌となるよう充実を図ります。 ・広報「まつかわ」と公民館報「まつかわ」を統合します。(平成 18 年度)				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革事項	パブリックコメントの導入				主担当：総務課
実施内容	行政手続法の改正を踏まえ、住民の意見や要望を的確に把握し、政策に反映するとともに、透明性の高い自治体経営を推進するため、パブリックコメントを導入します。 原案策定の段階から公表して広く意見を募集し、多くの意見を政策決定に反映させます。 ・パブリックコメント（住民意見提案手続制度）の実施要綱を整備します。(平成 18 年度) ・町の一定の政策（事業、計画、制度など）について、パブリックコメントを完全実施します。(平成 20 年度)				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

パブリックコメント：行政の一定の政策（事業、計画、制度など）について、町の最終的な政策決定を行う前に、その政策の概要を広く公開して、住民の皆さんから意見や情報を提案できるシステム。平成 17 年通常国会において、行政手続法が改正され、国が政省令や指導指針等を定める場合には、パブリックコメントの手続が義務付けられた（平成 18 年 4 月 1 日施行）。地方公共団体においても、改正法の趣旨にのっとり必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

改革項目	審議会などへの住民参画と情報公開		主担当：総務課 保健福祉課		
実施内容	<p>審議会 の委員へは、住民枠や住民公募枠を可能な限り採用し、住民参画を推進します。また、男女共同参画の視点から女性委員の登用を積極的に行います。</p> <p>審議会などの審議状況を明らかにするため、議事録や会議資料については、ホームページなどにより速やかな情報公開を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員の任用に関する住民枠や住民公募枠及び女性委員の登用について、一定のルールを検討します。(平成 18～19 年度) ・全ての審議会の審議状況についてホームページによる情報公開を行います。(平成 19 年度) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

審議会：行政庁が専門的技術的事項に関して専門家の知見を取り入れるため、行政庁の判断を慎重にらしめるため、あるいは利害の調整を図るためなどの場合において設置する諮問機関。総合計画審議会、情報公開審査会(個人情報保護審議会)、報酬審議会、料金審議会など。

2 効率的な経営システムの実現

(1) 人材育成の推進

改革項目	松川町職員人材育成基本方針の策定・推進		主担当：総務課		
実施内容	<p>地域戦略本部としてのプロフェッショナル職員を確保・育成するため、松川町職員人材育成基本方針(平成 18 年)により、職場環境・職員研修・人事管理を連動させ、総合的に人材育成を図ります。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	育成型ジョブローテーションとエキスパート配置の実施		主担当：総務課		
実施内容	<p>自己申告制度を導入し、職員の経歴を的確に把握しながら、育成型ジョブローテーション とエキスパート配置を実施することにより、プロフェッショナルな職員を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己申告制度による経歴管理を実施します。(平成 18 年度) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

ジョブローテーション：人材育成のため様々な職務をバランスよく経験させ、視野や知識・技術を幅広くしていく方法。

改革項目	職員研修の強化		主担当：総務課		
実施内容	職員の能力向上、意識改革の動機づけを行い、人材育成を図るため、研修計画を体系化し、自己啓発、OJT（職場研修）、職場外研修を組み合わせ、総合的かつ計画的に実施します。				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

OJT：職場研修のことで、On the Job Training の略。上司が仕事を通じて意図的に部下を育成する研修のことで、人材育成の中心的な手段となるもの。

改革項目	他自治体・民間企業等との人事交流		主担当：総務課		
実施内容	組織の活性化と人材育成のため、県や他市町村との人事交流を積極的に実施します。 公務員に欠如しがちなサービス精神、コスト意識、スピード感覚等を身に付けるため、民間企業との人事交流について、実施方法や相手先等を検討します。 ・長野県等との人事交流を継続します。(平成 18 年度～)				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	接客力の向上と IT による住民窓口サービスの充実		主担当：住民税務課 総務課		
実施内容	窓口サービスアップ実践マニュアル の徹底（職員研修の実施）と庁舎環境改善（分かりやすい案内板の設置など）により、来庁者への住民サービス向上を図ります。 来庁者に対するアンケートを実施し、職員の接客や庁舎環境改善に関する意見を伺います。 ホームページへ各種申請書のダウンロードサービスや申請手続案内を充実させるなど IT を通じた住民サービスの向上を図ります。 ・来庁者に対する接客態度アンケートを実施します。(平成 18 年度) ・ホームページへ、役場における手続案内と各種申請書を掲載します。(平成 19 年度)				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

窓口サービスアップ実践マニュアル：平成 16 年度庁内プロジェクト「住民窓口のあり方検討会」において、先発自治体や参考文献、職員の意見をもとに接客マニュアルとして作成。

(2) 納税者が納得する人事給与制度改革

改革項目	昇任試験制度の充実と希望降格制度の導入		主担当：総務課		
実施内容	<p>年功的に一律に毎年昇給昇格する現行制度を、抜本的に見直します。 管理職等昇格昇任試験制度（平成 16 年度～）を充実させます。 昇格人事の透明性を高める一方で、さまざまな理由から職責を全うできない個人的な事情を考慮し、希望降格制度の導入を検討します。昇任試験制度とあわせて実施することで、組織の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年功序列型の昇格制度を廃止します。（平成 19 年度） ・希望降格制度を導入します。（平成 18 年度） 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

希望降格制度：本人の肉体的、精神的な問題や家庭の状況、本人のライフサイクルなどの事情を考慮し、申出により降格降任させる人事制度。

改革項目	能力成果主義による人事考課制度の導入		主担当：総務課		
実施内容	<p>目標管理型勤務評定制도를構築し、最終的には全職員を対象とした勤務評定制도를導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理型勤務評定制도를導入します。 <p>平成 18 年度：試行 平成 19 年度：導入実施 平成 20 年度：昇給及び勤勉手当への反映</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

目標管理：年度当初において、今後 1 年間（又は半年、四半期など）の目標を設定し、その業務目標の達成に向けて日頃の業務を計画的に遂行し、最も効率よく最大の効果を得るための経営管理の方法論の一つ。また、目標管理は MBO（Management By Objective And Self-Control）とも呼ばれ、人事考課の業績評価（成果主義）の手法としても多くの民間企業で採用されています。

(3)組織の強化・充実

改革項目	組織機構改革とグループ制の導入		主担当：総務課		
実施内容	<p>公共的サービスについて行政と住民の役割を見直し、民間活力の活用による小さな役場組織を検討し、将来の最終的な役場組織機構の目標を示します。</p> <p>現行の係を大括り化することで、組織をフラット&フレキシブル(柔軟)化させ事務の迅速性を向上させるとともに、係内での業務量調整機能を向上させます。</p> <p>複数の課・係に関連する施策や事務事業について、効果的かつ効率的に推進するためグループ制を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ制を継続実施し、一部の部署について機構を改革します。(平成18年度) ・抜本的な機構改革を実施するため、具体的な検討を継続実施します。 				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度

グループ制：従来の固定的な課・係の枠を越え、一つのグループとし、チーム等により業務を行います。役場の中で仕事の関連性が深い複数の課・係・担当間相互の連携を図るため、辞令によらない他課・係間を越えた兼務により業務を進める組織(グループ)です。

改革項目	地方分権時代の特別職のあり方再考		主担当：特別職 総務課 会計室 教育委員会事務局		
実施内容	<p>地域戦略本部としての役場組織における特別職(助役、収入役及び教育長)の役割について、地方分権時代のあり方を検討します。</p> <p>全国の自治体において、助役・収入役を廃止する動きがあるなかで、地方自治法の改正の動きも踏まえ、検討を行います。</p>				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度

助役・収入役を廃止する動き：地方自治法では、人口10万人未満の市及び町村については、条例により収入役を置かず市町村長が助役が兼務することや、助役を廃止したり定数を増やしたりすることもできるとされている。飯田下伊那15市町村のうち13の町村で助役又は収入役が不在の状態となっている。(平成18年1月現在)

地方自治法の改正の動き：平成17年12月に内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会は、現行の副知事・出納長(都道府県)、助役・収入役(市町村)を廃止し、権限を強化した新たな副知事・副市町村長制を創設すること等を内容とする答申を行った。答申を受けて、平成18年通常国会に地方自治法の改正法案が提出される予定。

(4) 魅力ある保育・教育環境の整備

改革項目	保育所の統合と保育サービスの充実				主担当：保健福祉課
実施内容	<p>「今後の保育所のあり方に関する基本方針」を策定し、質の高い保育サービスの提供に努めます。</p> <p>保育所の統合については、具体的な整備計画を策定し統合を進めます。</p> <p>民間活力の活用にあたっては、保育サービスの提供を行政が責任をもって行うスタンスを堅持し、市場化テスト等の手法により保育サービス提供主体の検討を行います。</p> <p>・今後の保育所のあり方に関する基本方針を策定します。(平成18年度)</p>				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度

市場化テスト：役所の仕事の一部を外部委託する従来の競争入札とは異なり、ある公共サービスを丸ごと「官」「民」が対等に競争入札し、サービスの質や価格、効率面で優れたほうを採用する仕組み。(規制改革・民間開放推進会議)

改革項目	より良い小学校施設の整備				主担当：教育委員会事務局
実施内容	<p>小学校通学区の見直しや統合などについて検討を行い、小学校施設の計画的な整備を行う。</p> <p>・小学校通学区の見直しや統合などについて検討を行い、施設整備計画を策定する。(平成18～19年度)</p> <p>・施設整備計画に基づき、計画的に小学校施設の整備を進める。(平成20年度～)</p>				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度

3 健全な財政運営

(1) 歳入の確保と住民負担の適正化

改革項目	受益者負担の適正化（一） 【上下水道・保育料・国保・介護保険】				主担当：建設水道課 住民税務課 保健福祉課	
実施内容	<p>審議会等による審議を原則とし、コスト分析と指標比較によって、受益者負担の適正化を図ります。</p> <p>上水道料金（平成 19 年度改定）《松川町水道事業経営審議会》 下水道料金《審議会設置予定》 保育料（毎年度）《松川町保育所運営委員会》 国民健康保険（毎年度）《松川町国民健康保険運営協議会》 介護保険（平成 18 年度改定）《松川町介護保険事業計画策定懇話会》</p>					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	

改革項目	受益者負担の適正化（二） 【公共施設使用料】				主担当：教育委員会事務局 産業振興課 住民税務課 保健福祉課	
実施内容	<p>受益者負担の原則により、公共施設を利用する受益者へのサービスに応じた負担を検討し、「使用料の見直しにあたっての基本方針」に基づき、原則としてすべての利用者から適正な使用料を徴収します。</p> <p>町営駐車場（松川 IC）を有料化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が管理する公共施設（体育館、グラウンドなど）の使用料を見直します。（平成 19 年度） ・町営駐車場（松川 IC）の適正な管理方法について検討を行います。（平成 18 年度） 					
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	

地域協働重点プロジェクト

改革項目	地域協働による基盤整備・維持管理の推進				主担当：建設水道課 産業振興課
実施内容	<p>公共土木工事や土地改良事業に関する制度（幹線道路計画、公共土木申請・要望、道路水路の維持修繕など）等について、地域協働（地元施行や地元負担など）の視点から、総合的な検討を行い、今後のあり方を示します。</p> <p>地元施行や原材料支給、アダプト制度 など地域協働に対する支援強化策について検討します。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

アダプト制度：1985年(昭和60年)に、ハイウェイでの散乱ごみ問題が深刻化するアメリカで導入された清掃美化活動が始まりです。アダプト(Adopt)とは、直訳すると「養子縁組をする」という意味。市町村などが管理する公園や道路・河川などの公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」となってくれるボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的に美化維持活動をしていただくのがアダプト制度です。

改革項目	町税等の収納率の向上				主担当：住民税務課 保健福祉課 建設水道課
実施内容	<p>滞納処分（差押など）の適正な運用と徴収体制の強化を図り、町税等の収納率を向上させます。</p> <p>悪質な滞納者に対する行政サービスの制限について、他自治体の例を参考にしながら、実施を視野に入れた具体的な検討を行います。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	合理的な資産の管理				主担当：総務課
実施内容	<p>町が所有している土地や建物等の普通財産について、これまで以上に有効活用を図るとともに、売却や貸付等により有効活用できる未利用財産を洗い出し、一定の基準を策定し公平性を確保した上で、計画的に処分するなど合理的な資産管理を行います。</p> <p>町が賃借している土地について、借地料の見直しを行うとともに、長期間にわたる賃借物件については、積極的に買収を推進します。</p>				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	広告料収入等新たな財源の確保				主担当：総務課
実施内容	<p>平成 16 年度より窓口封筒で実施している広告掲載について、役場業務用封筒、ホームページ、広報誌などへ拡大し、総合的な広告掲載事業として制度化します。</p> <p>地域協働の視点から、広告パートナー制度 を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度実施に向け、広告パートナー制度に関する要綱を整備します。(平成 18 年度) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

広告パートナー制度：広告パートナーとは、町が広告掲載事業を実施（広告募集）する際、優先的に広告主になることができる制度で、広告主にとっては登録にあたり交付される登録証が地域貢献の証となるという、広告における地域協働のしくみです。

(2)歳出の抑制と最適化

改革項目	松川町職員数適正化計画の推進				主担当：総務課
実施内容	<p>「松川町職員数適正化計画（平成 18～22 年度）」により、組織が硬直化することのないよう新規人材の確保を適切に行いながら、計画的に正規職員の削減に取り組みます。</p> <p>現行の退職勧奨制度を見直し、家庭や健康など様々な理由により早期退職を希望する職員に対して退職金の優遇措置を講ずることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松川町職員数適正化計画により、平成 17 年 4 月現在 119 名の正規職員数を平成 22 年 4 月において 101 名（ 18 名）とします。（現行の事務量を想定） ・毎年 1 名以上の定期的な新規人材の確保を実施します。（平成 18～22 年度） ・退職勧奨制度を見直します。（平成 18 年度） 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	行政評価制度の充実				主担当：総務課
実施内容	<p>総合計画や予算編成と連動させることで、行政評価制度を充実し、行政サービスの効率性を向上させます。</p> <p>住民に対する説明責任を確保するため、行政評価資料を分かりやすく公開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者（外部）評価の導入について、検討を行います。 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	補助金の適正な交付				主担当：総務課
実施内容	<p>町が交付する補助金について、補助金交付基準により、補助金の適正な運用を行います。</p> <p>第三者機関による検証の仕組みも含め、実効性のある補助金検証システムの構築を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金検証システムについて、平成 20 年度導入実施を目途に、制度の検討を行います。(平成 18～19 年度) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	中期財政計画の策定・公表				主担当：総務課
実施内容	<p>持続可能な自治体経営を推進するため、長期的な視野に立った財政運営を行うことができるよう、総合計画と連動した「中期財政計画」を策定し、公表します。</p> <p>財政シミュレーションを行い、住民に分かりやすい形で長期(5～10年)的な財政見通しを示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期財政計画を策定、公表します。(平成 18 年度) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

改革項目	工事等契約部門の設置と効率的な入札方式の導入			主担当：総務課 建設水道課	
実施内容	<p>事務処理を一本化し効率的で適正な入札契約機能を確認するため、工事等契約部門の設置について検討を行います。</p> <p>小規模自治体に即した効率的な入札方式を検討、導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事等契約部門を設置し(設置時期については機構改革と連動します。)効率的な入札方式を検討、導入します。(～平成 20 年度) 				
実施年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度

(3) 民間活力の活用

改革項目	指定管理者制度の活用と外郭団体の健全経営		主担当：総務課		
実施内容	<p>町が所有する公の施設の管理について、指定管理者制度を活用することにより、民間のノウハウや知恵を取り入れ、サービスの向上とコストの節減を図ります。</p> <p>外郭団体の健全経営に対し、適切な助言と指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の公共施設について、指定管理者制度を導入します。(平成18年度) 				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度

指定管理者制度：公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が市町村の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、平成15年地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、地方議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになった。

地域協働重点プロジェクト

改革項目	行政パートナー制度の導入		主担当：総務課		
実施内容	<p>地域協働の一環として、住民が自分の持つ知識や経験を活かし、町の業務に有償ボランティアとして参加・協力する行政パートナーを制度化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政パートナー制度について、平成20年度の導入を目的に、制度の検討と要綱等の整備を行います。(平成18～19年度) 				
実施年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度

行政パートナー：厳しい行財政環境下において、行政需要に比例した正規職員の配置を行わず、今後の行政サービスの維持・向上及び住民へのワークシェアリングを図る観点から、正規職員の補完・代替機能としてボランティアに業務を手伝ってもらう制度。

6. 推進体制と進行管理

(1) 庁内組織

担当課（部署）の責任において改革事項に取り組むとともに、松川町行財政改革推進会議（委員長：助役）において改革項目の進行管理を行い、全庁一丸となって改革を推進します。

PDCA（PLAN 計画・DO 実行・CHECK 評価・ACTION 見直し）サイクルにより、毎年定期的に評価・見直しを実施します。

(2) 松川町議会

松川町議会へ定期的に進捗状況を報告し、意見を伺います。

(3) 松川町自治体経営審議会

松川町自治体経営審議会へ定期的に進捗状況を報告し、助言及び勧告を頂きます。

(4) 情報公開

住民に対する説明責任を確保します。

進行管理の状況（結果）は、広報誌やホームページ、まちづくり懇談会などを通じて町民へ公表します。

必要に応じて、パブリックコメントやアンケートなどを実施し、町民の意見を反映します。

松川町自治体経営改革プラン

松川町役場

行財政改革推進会議（総務課財政係）

TEL 0265（36）3111（代表）（212、208）

0265（36）7021（総務課ダイヤルイン）

FAX 0265（36）5091

E-mail info@matsukawa-town.jp